

第5回公益認定等ガイドライン研究会
議事録

内閣府公益認定等委員会事務局

第5回公益認定等ガイドライン研究会

日 時：令和6年9月26日（木）10：00～11：59

場 所：虎ノ門 37 森ビル 12 階 会議室（Web 会議併用）

【出席者】

参 与：湯浅座長、生野参与、板垣参与、黒田参与、実吉参与、鈴木参与、
溜箭参与、松元参与、宮森参与

事務局：高角局長、大野次長、魚井総務課長、森田法令基準室長、坂井企画官代理

【議事次第】

1. 開会

2. 議事

- （1）素案イメージの主な変更点について
- （2）意見聴取結果と回答について
- （3）その他

3. 閉会

○湯浅座長 皆さん、おはようございます。

皆さん、おそろいようですので、ただいまから、第5回「公益認定等ガイドライン研究会」を開会いたしたいと存じます。

参与の皆様におかれましては、大変お忙しい中、御出席いただきまして、誠にありがとうございます。

まず、事務局から、事務連絡をお願いいたします。

○魚井総務課長 本日の参与の出席状況について、御報告いたします。

実吉参与、溜箭参与、松元参与、宮森参与が、オンラインで御出席、篠塚参与、吉井参与が御欠席となっております。

本日、会議室では、お1人に1つずつマイクを設置してございますので、参与の皆様におかれましては、御発言の際にはマイクのスイッチをオンにいただき、御発言が終わられましたらオフにさせていただきますよう、お願いいたします。

以上です。

○湯浅座長 それでは、議事に入りたいと存じます。

本日の議題でございますけれども、素案イメージの主な変更点、意見聴取結果と回答について、その他といたしまして、これまでの研究会で議論し切れていない論点があれば、御意見、御質問を伺っていききたいと存じます。

まず、事務局から、素案イメージの主な変更点について、御説明いただきたいと思います。素案イメージにつきましては、ある程度のまとまりごとに分けたほうが議論しやすいと存じますので、まず、全体構成と第1章～第2章という固まり、第3章～第5章という固まり、第6章以降のまとまりで、事務局から御説明いただき、出席者の皆様から御意見をいただくという手順で、お願いいたしたいと存じます。

事務局から、御説明をお願いいたします。

○大野次長 事務局でございます。

資料1のガイドラインの主な新規提示・変更点につきまして、資料2の公益認定等ガイドライン素案イメージと両方を見ながら、説明させていただきたいと思います。

まず、変更点について、資料1に沿って説明いたします。主な変更点は、大きな話としては、全体構成の変更がございます。今回、財務規律等の関係で、大体50ページ以上追加されることになり、特に第3章が大部になりました。そういった中で、改めて見直してみたところ、そもそも、第2章の公益目的事業該当性も、法令解釈、認定法第2条第4号の公益目的事業の解釈でございます。第3章だけが法令解釈というわけでもないといったことも踏まえて、全体の分かりやすさの向上を含めて、従来の第3章の記載の順番につきまして、改めて整理いたしました。その結果といたしまして、順番は、おおむね認定法に近いものとなっております。それに合わせまして、定款の作成における留意点につきまして、一覽性の観点から掲載したほうがよいという指摘が内部でございまして、第4章、第8として、従来からあったものを再整理して、定款を作成する際の留意事項も添付するこ

とにしております。

続きまして、個別の修正点でございます。こちらにつきましては、前回までの研究会における参与の御指摘、パブコメ等における一般及び都道府県からの御意見等を踏まえまして、修正を続けているところでございます。

第1章と第2章につきまして、御説明します。

まず、第1章でございます。

ガイドラインにおける基本的な考え方として、4ページ、前回の意見におきまして、何のために監督をするのか、公益法人の責務についても記載したらいいいのではないかとということがございまして、公益法人が自らの責任下で経営判断を行い、問題が起こった場合には自浄作用を働かせることが期待されるといったことを追記しております。

併せまして、7ページでございます。前回、監督の意義ということで、主に松元先生から、公益法人について、株式会社と比べるとガバナンスに課題があるのではないのか、そういった本質的な問題から監督の意義があるのではないのかといった御指摘がございました。もとより、公益法人は、法人法の規定に基づくガバナンスが適用されるということで、ガバナンスが期待されているところではありますけれども、こちらに書いてありますとおり、株式会社においては、経済的に直接の利害関係を持つ持分権者である株主が持分価値の最大化を図ることにインセンティブを持っているということと比べると、効果的、実効的なガバナンスを構築することは容易でない場合もあることを踏まえると、行政庁による審査・監督は大きな意義を有することを明記しているところでございます。

続きまして、10ページにおきましては、迅速な処理ということで、標準処理期間を追記しております。「内閣府においては、」と記載しておりますのは、これは内閣府として宣言するものであって都道府県を拘束するものではないことを明らかにするものでございます。標準処理期間は、新規認定の場合、4か月、変更認定認可の場合、40日としてございます。その上で、その下には、処分までの期間について、1年以内に処理することを明記しております。4か月と1年では全然違いますけれども、標準処理期間には、法人側に対応を求めている期間が含まれないところでございます。審査にかかる時間を短縮すべきという意見はいろいろとあるところでございますが、時間がかかる原因として、法人側の対応に時間がかかる場合がございます。これにつきましては、行政庁として求める書類や判断基準が明確でないから追加的な書類を五月雨式に求められているとか、いろいろな御指摘はありますが、法人側が的確に対応しない場合があるのは間違いないところでございます。今回のガイドラインの見直しにおきましては、全体として基準を明確にしていることに加えまして、例えば、12ページで行政指導について書いておりますけれども、取下げ・変更を求める行政指導に従わない場合は速やかに諮問することを明らかにしている。22ページ等におきましては、申請書類については原則明記することとし、追加的に資料を求める場合については理由を求めることを明らかにしております。さらには、前回も紹介いたしましたけれども、的確な対応ができない法人につきましては、経理的基礎、技術的

能力の問題として、不認定とすることもあり得ることを記載している。こういった取組を総合的に進めることによりまして、申請の処理期間の短縮を図っていきたいと考えてございます。繰り返しになりますが、標準処理期間や審査期間につきましては、直接都道府県を拘束するものではございませんけれども、内閣府としてこういったやり方をやっていると宣言し、そういったことを踏まえて都道府県において的確に判断していただきたいと考えているところでございます。

続きまして、14ページ以降に、審査請求について、記載してございます。審査請求は、非常に大きな手続でございます。この辺りは、板垣参与の御専門かと思えます。ただ、審査請求に関しまして詳細に記載するにはこちらに専門的知識ありませんし、総務省においても詳細なガイドラインが定められておりますので、こちらにおきましては、最小限の記載にとどめております。この審査請求につきまして、同じ行政庁と合議制機関で審議しても意味がないという指摘もあるところでございますが、審査請求においては、透明性・公正性を確保するための仕組みといたしまして、原処分に関係しない審理員という者が審議を行うこととなります。審理員は、例えば、都道府県等では弁護士等が対応する場合も多いと聞いております。さらには、審理員意見書といった形で、処分庁の指揮監督を受けない者が独立した立場で意見書を提出することになっているなど公正な手続を確保して透明性の高い審理を行うことを、明らかにしているものでございます。具体的な制度運用につきましては、こちらも、それぞれの行政庁、都道府県、内閣府が行うものでございますので、「内閣府においては、」という表現で対応しているものでございます。

第1章につきまして、主な変更点でございました。

続きまして、第2章でございます。

前回来、実吉先生からも御意見をいただきましたところであります。公益目的事業のところ、20ページの⑥を追記することにつきまして、議論があったところでございます。本件につきまして、パブコメでも、係争中の案件だから慎重にやれという指摘もありました。ただ、本件につきましては、これまでも、様々な議論、賛否両論があった中での運用でございます。長らくFAQとしてオープンにしてきたことを踏まえますと、現時点で先送りする意味はないのかなと考えております。もちろん、実吉先生からも御指摘はありましたし、公益目的事業としての特徴を過度に厳しく運用した場合においては、公益法人の活動が不当に制約を受けることもあり得るかと思えますので、その懸念については真摯に対応していく必要と考えております。その一方で、例えば、コンビニエンスストアの事業、薬局の事業について、地域社会の健全な発展あるいは国民生活に不可欠な物資の安定供給の確保、いずれも認定法の別表に掲げられた公益を目的とする事業なのですけれども、そう言って申請してきた場合に、これを公益目的ではないと本当に言えるのか、つまり、目的だけで公益目的事業に該当しないと言うことは難しい場合があるかと思っております。さらに、コンビニエンスストア事業や薬局事業を公益目的事業と認める場合に、それは本当に国民の理解を得られるのか、疑念があると考えてございます。もちろん、過疎地で行うとか、

生活困窮者に対して安価で資源を提供するとか、まさに公益目的事業としての特徴を幅広く認める場合に、これを単に営利事業をやっているから認めるべきではないということは適当ではなく、そこは積極的に認めていくと必要があると考えております。今回、財務規律を大幅に簡素化するという事で、法人の経営判断を尊重しますし、手続の簡素化を進めてまいります。そうした中で、財務規律でチェックするから公益目的事業としての特徴は要らないのだということでは、国民からの理解も得難いのではないかと考えております。今回、パブコメを含めて、幅広い意見をいただいております。そうした批判的意見があることもテイクノートをいたしまして、必要に応じて記載を追加するとともに、適正な運用を行い、今後の運用の中で、様々なご意見を踏まえて、必要に応じてさらに見直しを行うということかと思えます。そういった形で、取組を進めていければよいと、事務局としては、考えているところでございます。

その他でございますが、24ページにおきましては、付随的事业につきまして、注記を示してございます。後ろに、19のチェックポイントの事業類型を示しております。現状の運用におきましては、チェックポイントの類型を異にする事業を行う場合については、変更認定申請が必要だという運用になってございます。ただ、付随的な小さな事業についてまで変更認定申請は要らないのですよ、そこはもう重箱の隅はつつきませんよということを明らかにする趣旨から、この注記を付け加えさせていただいております。例えば、調査研究を行う法人が、シンポジウムを行う、セミナーを開催する、小規模に行うといったことは当然あり得る話であって、そういったことについてわざわざ書かなくてもいいですよということを注記させていただいております。

26ページにも、注を書いてございます。裁判自体は国が敗訴した事例ではあるのですけれども、我々の判断の枠組み、ガイドラインに書いていないようなことを考慮して判断したという枠組み自体は肯定されているというものですので、参考に、記載させていただいております。こちらにありますような事業の実施による不利益を排除する取組を考慮することはできるということです。ただ、裁判例に書いてありますとおり、その考慮の仕方は限定的であるべきということは当然のことかと考えてございます。

次の申請書記載事項の関係でございます。こちらは、今回はまだ追いついてはいないのですけれども、何を申請書に記載すべきであるかということについて、分かりづらい、イメージがしづらいと各方面からいただいております。今、サンプルをつくることを検討しております。サンプルをつくとそれが規制のように思われてしまうという話があって、やりづらいところではあるのですけれども、そういったものがないと判断しづらいという意見がありましたので、今、鋭意検討を進めているということにつきまして、御報告させていただきます。

続きまして、33ページでございます。赤にする部分が足りておりませんが、この「また、」以降の部分、前回の研究会におきまして、類型別の各論に記載していた注について、選考委員会が必須であるかどうか、選考委員に外部の者を入れなければならないというのはお

かしいのではないのかという話がありました。これを踏まえて、総論として記載しているものでございます。選考委員会は必ずしも必置ではない、つまり、理事会等の構成できちんと公正性・専門性が確保されているということであれば、あえて外部の選考委員会をつくる必要性はありませんよ、さらに、一般的に、選考委員会に何を求めていくのか、公正性なのか、専門性なのか、それは事業内容によって異なってくるのではなかろうかと、外部の委員を入れることは一般的には有益であると考えられるところではありますけれども、原則としては、法人の自治を尊重して、特段の理由がある場合を除きまして、外部の者からの選考を必須とすることは求めないという形にしております。「特段の理由」としているのは普通は求めないという趣旨と理解しております。前回、評議員が選考委員となることを認める場合があったかと思いますが、こちらについても、特殊な事情、選考委員の業務が理事の指揮監督の下にあり評議員の選任が適切ではないような事情がない限りは、外部の者を求める必要はないと考えてございます。

続きまして、チェックポイントとしましては、飛びますけれども、58ページ、出資を追加してございます。

こちらにつきましては、資料3に沿いまして、若干説明を進めさせていただきたいと思っております。ガイドラインに出資を記載する経緯といたしまして、2023年、去年の新しい資本主義の実行計画におきまして、民間も公的役割を担う社会を実現するための施策として、富裕層からインパクトスタートアップへの寄附性の高い資金の流れを拡大するため、公益法人による出資や助成を促進することとされております。ある意味、政策的な観点からのチェックポイント追加となります。これを踏まえまして、有識者会議におきましては、出資、資金の流れの拡大という観点から、公益法人が柔軟・迅速に公益活動を展開していけるよう、制度全体を見直すとともに、公益法人の出資につきまして、法令上禁止はされていないのですけれども、事例が少ないことも踏まえまして、ガイドラインにおいて、資産運用における株式保有等についての認定法の制約を明確化するとともに、出資に関して社会的課題解決に資する資金供給の一環として公益性を認定する際の考え方・基準を明確化することが決められております。これを踏まえまして、今回、公益目的事業としての出資のチェックポイントを明記しているものでございます。2.に書いてございますけれども、出資事業は、助成と同様、資金の提供等により公益的な活動を支援するものである一方、論理必然的に経済的利益が出る可能性もある、「出資」という言葉自体、営利のために行うものという、ある種、社会通念的な考えがあるという中で、支援先の持分を持つなど、助成との差異があることを踏まえて、今回のガイドラインに、チェックポイントとして、記載しております。具体的には、出資事業の趣旨・目的として、事業の趣旨・目的が公益目的であること、その際に、経済的利益の獲得を主たる目的としないこととしております。さらには、出資の対象・期間が、営利企業だと、通常は5年程度ということで、長期の期間に渡って資金を固定することを嫌うという話を聞いております。そういったことを含め、営利企業が行う出資と区別されているような特徴があることが求められるのではなかろう

か、さらに、その特徴につきましては、当初の出資の判断をするときだけではなくて、出資をしている期間、継続的にその特徴が維持されていることが必要ではないかと考えております。受益の機会でございます。特に出資というものの性質を考えてみますと、機会を捉えて、機会を逃さずに、お金を出す、資金を出すということが重要であるというときに、公募でなければいけないとすると、なかなかうまくいかない場合もございます。ただし、そうはいつでも門戸は広く取っておく必要があるということで、このような受益の機会として、原則として、一般に開かれている必要があることを書いております。事業の合目的性の確保で、選考基準は、当然事業の趣旨・目的に資するための合理的な選考基準であることが必要ですけれども、それが明確であること、利害関係者が選考に関与しないことが求められます。この取組につきましては、透明性の確保が極めて重要であるということで、出資先・理由・金額、活動状況、出資による成果等々についても、ガラス張りにしていただくことで、公益目的事業としての出資を認めてはどうかと考えております。

この際、運用としての出資につきましても、説明しておきます。もともと公益法人が運用として株式を保有することは禁止されているものではないのですが、現行制度ができる前の旧公益法人におきまして指導監督基準の中で株式については原則として認めないということが書かれていて、それが今も有効ではないかと誤解しておられる方がたまにおられると聞いております。ただ、この指導監督基準につきましては、旧民法法人に対して主務官庁が指導監督する際の基準であって、現行制度とは全く関係のないものでございます。その上で、資産運用に当たって、役員の適切な関与が、経理的基礎という意味でも、当然必要なのですが、ポートフォリオ運用として行う証券投資等は投機的取引には該当しません。事務局が脆弱な中でリスクの高い資産1本に全てを投じるといった場合には投機的取引と判断され得ますが、分散運用するといったことは法人の経営判断に属することであると、今回、明記しているものでございます。

少し長くなってしまいましたが、今回の変更点につきまして、以上でございます。

○湯浅座長 それでは、事務局からのただいまの説明につきまして、御意見等を伺っていきたくと存じます。

本日は、全ての参与の方から順にお聞きするのではなく、御意見のある場合には挙手または合図をしていただき、挙手等をいただいた参与の方から御発言いただくこととさせていただきます。御協力、どうぞよろしくお願いいたします。

溜箭参与でございますけれども、本日は、海外からの御参加、また、次の御予定もあるということですので、まず、溜箭参与から、御意見をいただければと存じます。

よろしくお願いいたします。

○溜箭参与 溜箭でございます。

いろいろと御迷惑をおかけしますが、出資と資産運用のところについて、幾つか、申し上げたいと思っています。

出資ですけれども、4点ほど。

いろいろな側面がありますが、1つ目ですけれども、出資の位置づけです。チェックポイントがいろいろとある中で、特に、(12) 資金貸付、債務保証、(13) 助成（応募型）とは、共通の要素もある、組み合わせて用いることもあり得ると思うので、この3つを、今は、(12)、(13)、(19) となっていますけれども、例えば、最後にまとめる形で、横串を刺すようなことができるのではないかなと感じました。これが、1点目です。

2つ目が、なぜ出資をするのかというところ、それが公益目的のためなのだというのを、もう少し分かりやすく示しておいたほうがいいかなという気がします。要するに、社会課題に直面していたり、社会課題の解決に取り組んでいたりする営利・非営利の団体・法人の資金需要に応えるということですね。もちろん書いてあるところと重なっているところもあるので、なぜその出資に意味があるのかということをもう少しまとめて書いたほうがよいような気がしました。例えば、採算の取れない事業や技術の確立していない事業に資金提供をする、現時点では小規模にとどまっている、しかし、価値のある事業を拡大することをサポートする、あるいは、不安定な事業の持続可能性を高める支援ができるといった意味が多分あると思うのです。公益法人が出資をすることによって、金融機関やほかの営利目的の資金提供者が出資しやすくするといった側面もある。さらに、出資を継続することによって、公益の観点から、例えば、株主権の行使やエンゲージメントをすることもできる、あるいは、資金の貸付、債務保証、助成と組み合わせて、より柔軟・多様・複雑な資金提供の選択肢もかなうといった、なぜ出資が公益につながってくるのかということをもう少し最初の段階で示していけばいいかなと思いました。これが、2点目です。

3点目ですけれども、そういったことを考えると、営利企業、営利の出資者との協力、あるいは、共同して取り組むこともあります。同時に、一定程度、競合もあると思うのです。Competitionの意味の競合です。さらに、柔軟で創造的な資金提供の可能性があり得るということなので、私個人としては、営利企業の出資との厳密な区別はあまり強調しないほうがいいのではないかなと思います。ここは、もしかしたら考え方が違うかもしれません。

4つ目、経済的利益、リターンを目的とする出資はこれの範囲ではないということですが、どちらかというと、運用の観点からその妥当性を検討すべきということを書いたほうがいいのかという気がしました。

以上が、出資に関することで私の感じたことです。

2つ目、今度は資産運用に関するところです。

政策の転換がまだ伝わっていないようだとということをおっしゃっていて、それがガイドラインにも書いてあると御説明いただいたので、もう少し分かりやすくそういったことも書いたほうがいいのかという気がしました。従来の安全・確実な運用というところから考え方はもう変わったんだと、一定のリスクを取って、分散投資によってリスクを低減しながら、長期的に安定した収益を確保して、元本の増大も見ていくんだ、そういった考え

方を資産運用のところにもっと分かりやすく書いてもいいのではないかなと感じます。

資産運用に関する2点目も、資産運用が何で公益に資するのかということをもう少し分かりやすく書いておいたほうがいいように感じます。大きく分けて、2つあると思うのです。1つは、今、言いましたけれども、長期的に安定した収益を確保して元本の増大も目指す、それを通じて公益活動を充実させていくことがあると思います。もう1つは、資産運用に当たって、公益目的あるいは法人目的に沿った投資をしていく、あるいは、公益目的や法人目的に反する投資を引き上げていくといった、いわゆるESG投資といった形で公益に貢献していくことに意味があると思うのです。もちろん、このESG投資は投資リターンの最大化とどう折り合いをつけていくかという議論もあります。営利の世界で、持続可能な資本市場の観点から大事なのだと言われている、公益法人の世界でも、持続可能な社会を実現するために、その公益目的・法人目的に沿った資産運用を考慮することは大事なのだ、少なくともそういったことを考慮することを妨げるものではないと、濃淡をどうするかということは考える必要があるかもしれませんが、こういったことを書いていったほうがいいのではないかなと感じました。

最後、出資と資産運用に共通することです。

出資も、運用も、その公益目的・法人目的あるいは法令に違反しない限りは、理事会の経営判断あるいは社員総会や評議員会の監督に委ねることになるのだと思うのです。同時に、これはきちんと書いたほうがいいと思うのですけれども、理事による出資の判断は善管注意義務に服します。また、忠実義務の観点から、利益相反、特定の理事や第三者の私的利益を図ることはできない。その注意義務や忠実義務ということはもう少し書いたほうがいいように思いました。とりわけ、高度な判断を求められることが多いので、理事に専門家を迎えるか、理事会としてきちんと専門家の助言を得る必要があるといったことも書いたほうがいいように思いました。

最後ですけれども、こういった出資や資産運用は、とりわけ、この公益法人の文脈では、実例や経験や知見が日本は限られていると思うのです。今後の実例の積み重ね、それに照らして再検討をする、あるいは、民間を交えたヒアリング・議論の機会を設けていくといったことをしていくべきだと思うし、「します」ということをガイドラインに書いてもいいような気がする。さらには、外国の実例や知見を収集することも検討する、あるいは、そういったことをガイドに書くといったこともあっていいかなという気がしました。

すみません。いろいろと、だらだらと言いましたけれども、そういったことを出資と資産運用に関して、感じました。

私からは、以上です。

よろしくお願いいたします。

○湯浅座長 溜箭参与、ありがとうございます。

事務局から、今の御提言、御意見について、御説明があれば、お願いいたします。

○大野次長 幾つもの質問がありまして、網羅できているかどうかは分からないのですけ

れども、出資につきましては、助成や貸付、いろいろな事業と一体的に行われる場合が、当然、あるかと思います。ただ、それを、一つ一つ、全てをチェックポイントとして明記していくかとなると、切りがないと思っております。ほかの事業におきましても、いろいろな事業を一体的に行う場合も、当然、あります。今のチェックポイントは複数のチェックポイントに該当するものを一体的に行うことがあり得ることを当然の前提としておりますので、出資についても同じように考えていただければいいのではないかと考えております。

公益目的をもっと明確にということにつきましては、さらに引き続き相談させていただきたいと思っております。事務局としても、検討してまいります。

出資の営利企業との競合でございますが、おっしゃるとおり、既存のものにつきましても、呼び水効果といいますか、実態として、営利企業と同じところに出資しているものもございます。そういった意味で、営利法人が入ってきたらできませんということではないのですけれども、先ほど申した呼び水効果ということもあると思えますし、他にも公益法人ならではの意義は必要になってくるのだと考えております。溜箭先生からは非常に前向きな御意見をいただいているところでございますけれども、出資につきまして、いろいろな方々と意見交換をする中で、公益法人が無闇に出資するということはおかしいのではないかという御意見もいただいております。旧公益法人制度で株を持ってはいけないということは書かれておりましたけれども、30年前には公益法人が子会社をつくって金もうけをしていることが強く批判されたということもありまして、もちろん、それとは時代が違いますし、今やろうとしているものはそういうことと区別している話ではあるのですけれども、営利企業が行うものとは違うということについては、少なくとも何らかで触れておく必要があると考えてございます。

経済的な利益が主目的ではない、それは運用で見るべきだということにつきまして、実際問題として、実際にどれだけリターンがあるかということについては、当初の段階には分からないわけございまして、運用で見ていくしかないところがあります。ただ、その際にも、経済的利益を主目的としないことについては、最初の段階からしっかりと明らかにしておいていただくことが必要だと考えております。

資産運用に関しまして、安全資産である必要はないことは明らかでございます。その一方で、もっとリスクを取るべきだと国が言うべきかということについては、若干議論があるものだと思っております。法人の経営判断としてリスクを取っていただくことは、全く問題がありません。ただ、国がそれを推奨するべきかどうかということについては、異論がありまして、安全資産で法人が選んでいるものについて、リスクを取るべきだと指導することは、我々の考え方からは外れてくるところがあるかと思えます。溜箭先生のおっしゃったような点については、積極的に資産運用をしているものを、このガイドラインではなくて、別の場で紹介する形で進めていくべきものではなかろうかと考えております。

先ほど、善管注意義務の議論もございました。今回、出資に関しましては、経理的基礎

のところに追記しております。そういった意味でも、役員が関与して資産運用をすることの重要性は言うまでもないところではございますが、資産運用をするためには専門家を入れなければいけないのか、それも含めて法人の経営判断というところもあるのではないかと考えおります。もちろん、専門家もいない中、特定の理事の独断によって高リスクの資産に全振りをするようなことは、法人のガバナンスがない、あるいは、経理的基礎がないと判断され得ると思いますが、これも、どこまでガイドラインという形で縛るのかという観点から、ほかの参与の方々の御意見を伺えればいいかなと考えるところでございます。

以上です。

○湯浅座長 次長、ありがとうございます。

溜箭参与の最初の御質問は、資金貸付、債務保証等々この出資で、チェックポイントの項目の平仄を合わせるべきだという御意見ではなかったでしょうか。

○溜箭参与 そうですね。共通の要素があることなので、いろいろな考え方があると思うし、取りあえずは位置を一緒にしたほうが分かりやすくなるのではないかとといったところから入りましたけれども、そこは検討いただければいいのではないかなとは思っています。

○湯浅座長 ありがとうございます。

今の点で、事務局から、何かコメントはございますでしょうか。

○大野次長 助成もいろいろな形がありますので、出資だけで見ることが果たして適切なのかどうかというところもあるかと思えます。閣議決定になりますので、出資をできるようにすることは重要ですが、出資だけが公益目的事業というわけでもございません。そういったことも含めて、ほかの参与の方々の御意見もいただければありがたいかなと思えます。

○湯浅座長 ありがとうございます。

それでは、松元参与、お願いできますでしょうか。

○松元参与 発言の機会をいただきまして、ありがとうございます。

私も、出資のところで幾つか申し上げたいのですけれども、まず、最後に話題になっていました助成や貸付との関係です。私も、溜箭先生と同じ意見で、公益法人が、お金を必要としている団体に、助成の形で差し上げるのか、貸すのか、出資なのかというやり方の違いはあるとはいえ、お金を提供する形でサポートするという意味では、共通点はあると思います。そういった点からも、恐らく、溜箭先生の御指摘は、中身を変えるとかという話ではなくて、その3つの記載場所を近づけて、公益法人がお金を提供する形で公益の実現を図るパターンのようなものが見えるようにしたほうがいいのではないかと御趣旨だと思いますので、私もその点はそのように思いましたということです。

出資の関係につきまして、私は、もともとの専門が会社法ですので、幾つか、気になるところがいろいろとあるのです。今回いただいた新ガイドラインの案でいうと、58ページのところで、まず、最後の「② 条件」、「ア 出資の条件等が公益目的として設定された事業目的に合致しているか。営利企業が行う出資と区別されるような公益目的事業とし

ての特徴があるか。」というところで、先ほどの溜箭先生の御意見と実質的には同じかなと思うのですが、ここの中に、公益法人がお金を出すということは、お金を出す先の企業が社会課題の解決に取り組んでいるからお金を出すということだと思うので、そこが分かるような形で正面から書いてもいいのかなと思いました。例えば、社会的課題の解決を主たる目的としている企業を対象にしているかどうかということを書いていただくと、もっと分かりやすくなる。今の営利企業からお金を調達することが困難な企業を対象としているということだと、単にうまくいっていないジリ貧の企業にお金を出すみたいな形にも見えるので、そのお金を出す対象の企業が社会的課題の解決に取り組んでいる、だから、支援するんだというところが見えるといいのかなと思いました。

同じく「② 条件」、出資の継続想定期間が、出資先の事業内容に応じ、適切に設定されているというところで、先ほど営利企業だと出資は5年ぐらいとかという話もあったと思うのです。そういう場合もあるとは思いますが、ここは条件の例ですが、例の中にあえてこの期間の話を書く必要があるだろうかということが、よく分からない。むしろ、5年間だけお金を出資してあげるから、その期間にできることをやってください、5年たったなら、申し訳ないけれども、お金は引き上げさせてもらって、次の可能性のある社会的課題の解決に取り組むほかの会社にもまた出資したいから、うちは5年しか出資できませんよということも、あり得ることだと思うのです。この「例えば、」のところだと、お金を出す期間が長期でないと認められにくいのかなという形にも読めるので、あえてここは期間については何も書かなくていいのではないかなと思いました。

それとの関係で、むしろ、どちらかというところになったことが、59ページ、イのところ、お金を出した先の企業が、例えば、当初は社会的課題の解決とかに一生懸命取り組んでいたのだけれども、公益法人が出資して株主になった後にその方針を変えてしまってお金もうけしかしない企業に変わってしまった場合という問題があることが、ここに書かれているわけです。こことの関係で、イの中に、「例えば、」というところで、「例えば、出資契約で出資の目的・趣旨に関わる事業内容の変更の際には、事前に協議をすることとする仕組みを設けている」と書かれているのですが、事前協議は法的な根拠が何もないので、日本の契約書だとよく入っていると思うのですが、問題があったら協議するという条項には実質的に何の意味もないので、「事前に協議をすることとする仕組みを設けている」だと、むしろあってもよろしくないのでは、この記載は変えたほうがいいのかなと。どちらかというと、そういった場合も含めて、エグジットできる仕組みをきちんとつくっていることが大事。エグジットとは、お金を引き上げる必要がある、引き上げたいというときに引き上げることができる仕組みがきちんとできているかということが、大事になると思います。引き上げる方法は、例えば、株主間契約で、5年がたったならこの株は別の人に買い取ってもらいます、そうすると、買い取ってもらう人に契約で義務を負わせておく必要があるわけですが、いざとなったときにお金を引き上げることができる、いざとならなくても、公益法人の方針として、5年、お金を出資してあげたら、5年がたったなら、引

き上げるんだということであれば、5年後にどうやって引き上げるのかということも考えておかないと、出資の場合は、もちろん、言うまでもないことだと思いますが、出資した人がお金を返してくださいと言っても会社は返さなくていい、出資は返さなくていいお金という位置づけだと思うので、お金を返してほしくなったときに誰からどうやって返してもらうのかということを中心に設計できているかということを確認しておく必要はあるのかもしれないと思いました。

あと1点だけなのですが、先ほどの公益法人が営利法人にお金もうけをさせて云々という話は、多分、問題は、営利法人がもうかったときに、そのお金を公益法人が受け取って、そのお金が適切に使われないときに、初めて問題になると思うのです。もうかって公益法人に来たお金が公益目的に使われれば何の問題もないわけで、利益が上がったときにそれが関係者の懐に入らない仕組み自体は既に公益法人法にあるわけなので、そこをきちんとやるのが大事だと思うのです。その関係で、申し訳ありませんが、105ページに飛んでしまうのですが、公益法人が解散する場合、例えば、公益法人が解散命令とかで解散しろと言われたときあるいは自主的に閉じるというときに、残ったお金のうち公益目的取得財産残額については似たような公益法人に渡せというものがあるわけです。そことの関係で、四角囲みの中、上から2つ目の丸、有価証券の評価方法について、下から2行目の括弧の後なのですけれども、「市場価格がない株式等については、時価評価しない。当該株式等の取得価額又は帳簿価額とする。」と書かれていて、これが問題になる可能性があり得るので、もう一度お考えいただきたいかなと思うのです。恐らく、今回の出資の中にはうまくいっていない会社に対して伴走型の支援をしてその会社がうまくいくように助けてあげるというサポートの機能が含まれていると思うのですが、その場合に、その会社の株価が上がる可能性が十二分にある。そのときに、株価が上がっているのに時価評価をしないということになると、公益目的取得財産残額として返さなければいけないお金は、例えば、もともと1000万円だった会社の株価が3000万円になって2000万円の値上がりをしているのに、返さなければいけないものは1000万円だけで、差額の2000万円分については一般法人とかがそのまま使えるということになってしまうので、時価評価しないというところは少し考えていただいたほうがいいのかと思います。

すみません。長くなりましたけれども、私からは、以上です。

よろしく願いいたします。

○湯浅座長 松元参与、ありがとうございます。

先ほど御指摘のあった事前に協議する仕組みは、株主間契約をイメージしていたつもりなのですけれども、確かに、分かりづらいかと存じます。その他も含めて、事務局から、御回答いただければと存じます。

○大野次長 松元先生に、例に書いている部分について、いろいろと御指摘いただきました。何を例にするかということ是非常に難しいところで、例に書けば、それ以外は駄目というイメージが湧くという一方で、例がなければ、それを考慮していいのか分からないと

いう御指摘も受けるところです。期間につきましては、これがたまたまなのかどうなのかはよく分からないのですが、我々が聞いた範囲では、営利企業との違いとして、出資の期間が営利企業の場合は短いから資金を集めることができないという話をたくさん聞いたということで、書いているものでございます。正直、実態につきましては、100%の自信を持っているものではないので、これを書かないほうがいいということであれば、書かないということもあるかと思います。その辺りは、引き続き、御意見を賜りつつ、もう少し幅広く意見を聴いた上で、判断していきたいと考えております。

最後の時価評価の部分につきましても、なかなか難しいところで、時価のつかないものをどう評価するのか。出資以外の話もありますので、一律にやってしまうとなると、非常に膨大な作業が出てきてしまう可能性もある。そういった中で何ができるのかにつきましては、もう少し検討させていただければと思います。

○松元参与 確かに、みんなにやれと言うとすごく大変なのです。公益目的事業として出資をやっている場合の株式については時価評価をしなければいけない余地があるという意見です。おっしゃるとおりだと思います。

○大野次長 御指摘も含めて、最後の見直しの弁も、別に、今のところ、出資をしている場合はという規定とは考えておりませんので、それができるかどうかも含めて、検討させていただきます。

○湯浅座長 ありがとうございます。

そのほか、何か、御意見のある方は。

板垣参与、お願いします。

○板垣参与 板垣です。よろしくお願いします。

まず、出資の点と、全体構造、行政手続や行政不服審査の件について、2点、お話しさせていただきます。

まず、先ほどから話題になっている出資の点なのですけれども、58ページ、59ページ以下の部分ですね。私も、公益法人が、幅広に、資金調達がなかなか難しい、資金調達にいろいろと苦労しているような事業に出資することについては、賛成です。私は、市町村研修財団、市町村アカデミーというところの評議員を昨年からやっているのですけれども、あそこも、たしか数百億ぐらいの資産はあるのですが、これまでは、市町村研修財団という特徴から、公債や国債、非常に安全性の高い、堅い資産しか、資産運用はしていなかったということなのですけれども、ここら辺の方針も変わってきたということで、ポートフォリオを組み合わせる資産運用のプロに任せて運用した結果、この2～3年ぐらいは日本株も非常に好調なもので、おかげさまで大分資産が増えましたなどと、この前、報告がありました。先ほど松元参与からお話がありましてとおりの、別に資産が増えること自体は何も悪いことではありませんし、公益事業を繰り返している結果、大体の公益法人は、どうしても、事業をして、毎年、だんだん資産が目減りする形にもなってしまうので、少しでもその足しになるのであれば、出資をすることはいいと思います。3つの意味ですかね。

1つは、さっき「伴走型の支援」という言葉がありましたけれども、なかなか資金調達が困難な事業もあるでしょうし、第3セクターや一般社団法人などで、まさに公共的な事業は行っているけれども、なかなか普通の出資が見込めないようなところに対する出資をすること。2つ目は、今の話ですけれども、資産運用をうまくやることによって公益法人の財政状況の足しにすること。ただ、これは言うまでもありませんが、先ほど出てきたように、そこでの剰余金を誰かほかの人が悪い分配をすることがあってはいけないし、割とリターンが高い分だけリスクも高くなってしまいますので、そのところは長期的な展望が必要だということです。3つ目は、ここの話とは関係ないですけれども、先ほどの市町村研修財団の話などで私も思ったことは、公益法人によってはお金が随分あるのだなということで、ある種、政府の政策ではないですけれども、今の投資を呼び込むというところとの関係で、民間の資金をなるべく投資のほうに回す、市場の活性化という意味でも、いいのではないかと思います。いろいろな経緯があるのでしょうけれども、お金もうけがよくなかったということもあるかもしれませんけれども、バブルのことなどもあって、みんながマネーゲームに浮かれていた結果、銀行だけではなくて、この手の公益的な法人の資産も目減りしてしまった、30年間、なかなかそれが回復してこなかったということが、すごく強い教訓として残ってしまっている部分はあると思うのです。それこそ、あつものに懲りてなますを吹いているような部分もあると思うのです。そこら辺は、徐々に、元の形というか、正常化していく必要はあると思いました。これが、出資に関係するところですよ。

ここで、1回、切ったほうがいいですかね。次は、全然違う行政手続の話題なのです。○湯浅座長 行政手続は、ここでお話しいただいたほうがいいですかね。こちらで続けていただければと。

○板垣参与 続けますか。分かりました。

次、行政手続の話なのですけれども、このたびの大きな加筆の一つとしては、14ページ、15ページ、16ページで、審査請求についての加筆がありました。これは大野次長がまさにプロフェッショナル中のプロフェッショナルなので、どんな加筆になるのか、非常に興味深く見ていたのです。ここまで詳細に書かなくてもいいんじゃないのと思うぐらい、非常に詳細な内容で、さすがだなと、敬服いたしました。そこの関係で、改めて、行政手続は、例えば、11ページからの行政指導と13ページからの不利益処分を思ったときに、全体としては、まず、行政手続法という申請に対する処分の記載は、当たり前ですが、そのための認定基準であるということで、あちらこちらに分けて、審査基準のこと、先ほど言及があった10ページの標準処理期間のことについて、ばらばらと言及はあるのですが、そう言われてみると、11ページからの行政指導のことも、申請に関係することでもあり、かつ、監督に関係することでもあるということなので、第5節の前ぐらいですかね、事務処理の原則、第3節の冒頭ですかね、とにかく、申請に対する処分の全体構造みたいなものを、注記というか、1つ、最初に頭出しで書いておくといいと思いました。つまり、審査基準をつくると。まさにこのガイドラインが審査基準に相当するものですが、それはど

ここにたしか丁寧な記載がありましたよね。標準処理期間の記載と、これは書かれていないと思うのですが、不許可処分にする場合、不認定にする場合の理由の提示をきちんとやらなければいけないよということを、最初に書いておく。不利益処分の場合は、要するに、監督処分のことですが、ここについては、まさにこのガイドラインが処分基準的なものに相当するものではあるのですが、聴聞のことは書いてありますので、あとは理由の提示のことを書き加えておく。私が申し上げたいことは、申請に対する処分の全体構造について、どこかでスペースを取って書いておいていただくこと、理由の提示について書いていただくこと、不利益処分についても、この記述でいいと思いますけれども、もちろん総務次官通知は引用してありますけれども、理由の提示のことなども、大事なことです。改めて書いておくということにすると、ちょうどこの審査請求についての詳細な記述とのバランスが取れるかと思います。

以上、2点です。

ありがとうございます。

○湯浅座長 貴重な御提案をありがとうございます。

今の点につきまして、事務局から、お願いいたします。

○大野次長 ありがとうございます。

手続につきましては、今、足りていないと思われることを中心に書いてきた経緯がありましたので、精粗様々であることは御指摘のとおりでございまして、改めて見直して、足りない、抜けがあるというものは、見直していきたいと思います。

○湯浅座長 ありがとうございます。

このテーマに関しまして、その他の参与の方、何か御意見はございますか。

どうぞ。

○鈴木参与 鈴木です。

出資と資産運用の件に関して、1点ずつ、コメントをさせていただければと思っています。

出資に関しては、今、各参与の方から、目的など詳細について、いろいろと御意見がありましたが、自身の財団が出資をすることを想定して考えた場合、財団の事業との関連性やアプローチをしている社会課題で財団では解決できないところを別の力を借りて解決していくための出資という考え方と投資目的のみの出資との考え方があるかと思います。ガイドラインで明記する際の出資の捉え方をどういった側面で考えられているのか、改めて確認させていただきたい。併せて、ガイドラインに記載のある、資産運用の規程の制定に包含されているのかもしれないのですが、実際に出資をする際には、プロセス、決定・判断をしていく中で、一定の規程がないと、判断しづらいかと思っています。資料5「資産運用について」で、法人の資産運用に関する部分に関しては資産運用規程を作成することが考えられるというコメントも書いていただいているのですが、この出資も含めたところをこの資産運用規程で見えていくことを推奨しているというコメントになっているの

かというところを、確認させていただければと思います。

もう1点の資産運用に関しては、先ほど、大野次長からも、国が株式投資などを推奨していくことがいいのかどうかというお話があったのですが、我々の財団においても、今、資産運用の在り方を議論しており、いろいろな財団の方とも意見交換をさせていただいておりますが、その財団の資金規模などにより、運用してもそれだけのリターンが出てこない実態もあるので、財団の規模や持っている資産状況も踏まえて判断していくことが必要なのかなと思いますので、一律に求めていくという側面だけでないようなガイドラインでの示し方ができればよいと思います。

以上です。

○湯浅座長 鈴木参与、ありがとうございます。

今のお話は、出資と資産運用の両方が絡んだ話かと思います。

事務局から、御説明をお願いいたします。

○大野次長 まず、規程の射程はどこまでか。あくまでも資産運用としてということではあるのですけれども、全体として、公益目的事業として、基幹的なことをやるのだったら、その考え方を、文書として、規程として示すことは、ある意味、当たり前の話ではないのかなということでございます。あえて、公益目的事業としての出資を、含める、やらなければいけないというつもりはないのですけれども、外す必要もないと思っております。やり方ということをおっしゃっていますが、先ほど、溜箭先生からESG投資という話もありましたし、出資に何を求めるのかということはいろいろな考え方があり得るところで、我々としては、いろいろな考えを否定はしないけれども、これをやらなければいけないということも言わないでおこうというものが、今回のガイドラインでございます。出資によって自分たちができないことをやってもらうということは、やっていただいて当然構わないわけなのですが、それは、こんないいことをやっていますよという好事例として発信していく、そういったソフトの形でやればよいのかなと考えております。

○湯浅座長 よろしいでしょうか。

それでは、次のテーマに入りたいと存じますが、よろしいでしょうか。

実吉参与、お願いいたします。

○実吉参与 まず、今の出資の件から。皆さんの御意見に私はほぼ賛成で、今の最後の部分で、まさに、推奨はしなくていい、あまり推奨するべきではないと思いますが、可能なんだよということをきちんと情報提供する。そこに旧来の制度の理解のまま誤解がまだ残っているという部分が多々あると思いますので。今日の資料の案ですと、多分72ページの枠書きがそれに当たるのかなと思うのですが、場所として、70ページ、(2)経理的基礎、71ページ、イ、経理処理・財産管理の適正性、ここに入れるしかないかなとは思いますが、書きぶりをもう少し分かりやすくというか、ストレートに、4行目に「自主的に判断するものである」と、読めばきちんと書いてあると思うのですが、もう少し、可能なのですよと、誤解を解くような書き方をされてもいいのかな、あるいは、何か分かりやすい見出し

をつけられてもいいのかなとは思いました。出資については、それです。

冒頭、前半の部分で、大野次長から、御丁寧に御説明いただいて、20ページの辺りとか、ありがとうございました。20ページのところにいきなり行く前に、全体的な話として、今回、ついに200ページを超えて、非常に分量が多い。非常に詳細に書かれている。今まで暗黙の裁量でなされていたルール・規制が見える化しようということなので、書かれなければならないことがこれほどたくさんあったんだなということですから、必要なことはどんどん書いていかないといけないと思うのですが、まさに先ほど出資のときに議論が出たような、松元参与から御意見をいただいた、58ページ、59ページの辺りとか、「例えば、」みたいな書き方で非常に細かく詳しく書いている。まさに大野さんがおっしゃったように、何か書かないと理解の取っかかりになりにくいという面はあるのですが、非常に詳細に書くことで、例えば、従来はFAQとかに載っていたようなことも、多分、全部盛り込んでいると思うのです。この議論は少し話を戻してしまう面があるので、時間も限られていますから、今回はこれでいくしかないのかなとは思いますが、今後に向けた留意点、懸念点としては、従来、ガイドラインというものは、ある種の法的な性格といいますか、規範性がある文書だと私は理解しているのですが、それに対して、FAQなどは、ある種の参考文書のような、どう表現していいのか分からないですが、高い規範性はなかったのではないかなと思うのです。そういったものが全て200ページに盛り込まれることで、200ページの全てが従わなければならない規範だと見えてしまうことのいい面と悪い面が、両方、あるのかな。この辺りは、今後、毎年、見直していく中で、多くの利用者あるいは国民一般から意見をしっかりといただいて、まさに今日出たような議論を、毎年、やっていったほうがいいのではないかな。ここまで書くことはミスリーディングではないかな、ここまで現在の法令体系の中で書いていいのだろうか、今回、8月に意見募集をしていただきましたし、今後もパブリックコメントがあると思いますが、そういった広く社会から意見を募ることが、今後、非常に大事になってくる。そこは今後もやっていかれたほうがいいのかなと思います。

今の20ページの部分ですが、大野さんの御説明の部分はよく分かりました。分かりましたと言う一方で、今回、8月のこの意見募集は、非常に大切な意見がたくさん出されていて、非常に重要な御指摘があったと思うのです。その中で、ほかにも幾つかあるのですが、1点は、今回のこれに関しては、まさにこの公益目的事業としての特徴という部分で、裁判で争われているというところがありますので、規範あるいは運用としても疑義が呈されている。それを今回ガイドラインに書き切ってしまうといいのかなということが、私は非常に気になることです。例えば、私たちは大阪府の委員をさせていただいているのですが、大阪府で意見交換をしたときも、これはここまで必要なのだろうかという意見が大多数でしたし、今回、100%のガイドラインを目指すのではなく、議論がまだ残っているところについては、いい意味での先送りをして、議論の成熟を待つ、毎年の見直しに委ねるといった部分が若干あってもいいのかなという感じはいたします。これまでの議論で、この20ページの営利企業と類似する事業について、税制優遇を受けるということは、実質、補助

金をもらうことと同等の性格があるという議論があったと思います。割とそれはよく言われる議論であると思うのですが、さっき御説明があったように、今回は、財務規律を緩和する、一方で、公益目的・公益性はしっかりと担保しなければならないので、⑥も要ることなののですが、仮に公益法人が税制優遇を受けて余剰が毎年の単年度で残ったとしても、それは私的な分配のできない資金で、次年度以降の公益目的事業の費用に使われるものですから、それと、営利企業が、補助を受けて事業拡大し、そこでさらに利潤・利益が上がれば私的な分配をしていいという、マーケットにおける補助金とは、同列には扱えないものではないかと私は思います。社会的にサポートを受けているのだから公益目的事業らしさが要るでしょうということがこの⑥だと思うのですが、その社会的サポートも、例えば、寄附控除、寄附を促進する税制などは、広くそこに寄附が集まるような社会的なサポートであり、その分、個人の所得税とかが減るわけですね。国に納める税が減る。一方で、今、法人税の話などでイコールフットィングという議論がされるのですが、繰り返しになりますが、仮にそこで単年度の余剰が残っても、規律を多少緩めたとしても、分配してはならないことが大原則ですので、先ほどの出資の話と同じです。出資によって利益が獲得されても、それは当然次期以降の公益目的事業に使い続けるもので私的な配分のできないものですから、社会的サポートを受けるから、より一層、何かプラスの証明が必要だということは、少し違うのではないかという気はします。この点は、ずっと私はこだわっているところですが、少数意見なのかなとも思いますので、論点はたくさんありますから、全体で先に進めていただけたらと思います。

もう1点だけ。8月の意見募集の中で、審査のプロセスについて、いろいろと疑問の声もあったかと思います。時間がかかり過ぎると。まさにそういうことを改善するために今回はこういうガイドラインの議論をしていると思うのですが、10ページの事前相談のところで、この意見は参考にしていいのではないかという意見が、1点、ございました。意見募集の中の20番です。書かれていることは、申請を受理する手前の事前の相談は、あくまでも任意で、強制ではないよということで、ここでも法人の要望を受けてということをして10ページの下から2行目に書いておりますが、さらに念を入れて明確にしたかどうかということが、この20番の意見だと思います。20番の意見に書かれている「また事前相談の途中であっても、法人が申請することを妨げてはならない。」は念には念を入れた表現だと思いますが、そういう性格なのですよということを法人さんにきちんと理解してもらうために、この意見は取り入れてもいいのかなと思いました。

以上です。

○湯浅座長 実吉参与、ありがとうございます。

ただいまの実吉参与からの御質問、御意見につきまして、御回答いただけますでしょうか。

○大野次長 どうもありがとうございます。

営利企業と類似するものにつきましては、いろいろな意見があるかと思いますし、引き

続き議論をしていくべきものとは思っておりますけれども、現時点では、このような形で書かせていただければありがたいと思っております。こうやってオープンにすることによって、今後、いろいろな批判があり、運用がおかしければ直していく対象になっていくと思いますし、弊害が生じないように我々としてもしっかりと取り組んでいく必要があるかと思っております。

先ほどの事前相談のところにつきましても、法人側から、強制ではないことを明確にせよという声がある一方で、審査の現場におきましては、書類が全然そろっていないという声が聞こえてくる場合もございます。今回、記載が全くできていないような法人については、不認定を恐れるなという趣旨で書いているということと裏腹の話として、実吉参与のおっしゃることも重要なことかと思っております。内部でも、20番の意見等々につきましても、検討させていただきたいと思います。現場の声としては、法人側の意見ばかり聴くのではなくて我々の声も聴いてくれという声があることを申し上げた上で、検討させていただきたいと思います。

○実吉参与 今の点ですが、現場の処理、実務として、確かにおっしゃることはそうかなと思います。ただ、あまりに申請書類が未熟で、できていない、足りないという場合に、ここがまだですよと法人に返したときは、この標準処理期間4か月のカウントは止まるのですよね。そうではなかったですか。

○大野次長 4か月は止まりますけれども、下のほうに書いている1年は止まらないということですね。

○実吉参与 本当に1年という中で書類を全然法人さん側がよう整えないという場合は、申請の取下げとか、法人側の責任ですので、それもやむなし、不認定も含めて、そういう毅然とした対応をされたらいいのかなと思います。

○湯浅座長 ありがとうございます。

大分時間が押しておりまして、次のテーマに入らせていただいてよろしゅうございましょうか。

事務局は、次の説明をお願いいたします。

○大野次長 時間がない中、簡潔に進めさせていただきたいと思います。

第3章から第5章でございます。

資産運用につきましては、先ほどの説明のとおりでございます。

相当の期間につきましても、最初のほうで説明しましたとおりでございます。

テロ資金供与は、当然、やってはいけない、だんだん厳しくなってますし、日本もテロとは無縁の社会とは言えない中で、当然のことをやってくださいというものでございます。内閣府からも書面を出しておりまして、特に難しいことをやってくれということは書いていないつもりでございます。つまり、公益法人として、我が国の社会を構成する一員として、当然のことをやっていただくということを書いております。

投機的取引に関しましても、78ページに書いてあるとおりです。

会計監査人の設置の基準の点でございます。今回、会計監査人の設置の基準につきまして、収益・費用を1000億から100億に引き下げたということで、100億をたまたま超えてしまったらどうするかといった議論が出てくるかと思えます。事業規模がだんだん大きくなっていった今年100億を超えましたよという法人については、当然、予測して、速やかに、会計監査人を設置していただきたいところではあるのですけれども、たまたま寄附が最後にどんと来て100億を超えてしまいました、来年はきっと100億を切りますよといった法人に、大きな負担をかけることが本当に適切なのかという話もあるかと思えます。制度の趣旨としては、会計の透明性を図るということでありますので、そこは適切な会計監査人を必要に応じて選んで設置していただくということかと思えます。こちらにつきましては、実情をしっかりと勘案した上で、監督をしていきます。本当にどうしようもないような場合に、直ちに勧告をして取消しということは、考えていないところでございます。

同じような話が、今回、外部理事というところに入っております。今回、認定法及び政令の規定により、収益・費用3000万以上については、外部理事を入れてくださいということにしております。たまたま100億を超えることは少ないかもしれませんが、3000万は、寄附がどんと来れば、超えてしまうことも想定されます。そこは、先ほど申し上げましたように、だんだん規模が大きくなっていくような法人においては、外部理事を入れていく準備をしていただく一方で、制度の趣旨を踏まえた監督をしっかりとやっていくという観点から、記載を置いて、実態を見ずに過酷なことはやりませんよということを、ガイドライン上、明記しているところでございます。

財産の贈与、帰属先につきましても、今回、新たに明記しております。

公益目的事業財産につきまして、今回、大幅に追記してございます。これらにつきましては、これまで、有識者会議、会計研究会等々において、いろいろと議論してまいりまして、政策部分については、ある程度、決まったところも多いわけでございますけれども、今回のガイドラインの全般的な見直しという文脈で、趣旨を明記する、これまでの実務的な運用について明らかにしているというところでございます。また、法令による行政の徹底という観点から、今回、これまでにガイドラインに書いていたことあるいは運用でやっていたことを内閣府令レベルに引き上げている部分も相当ございます。そういったことを踏まえた取組、制度全体を明らかにするという観点での記載を増やしているというところがございます。その旨、御了解いただければと思っております。

こちらの関係では、99ページを見ていただきますと、区分経理の②として、公益法人会計基準との関係についても、ガイドライン上、明らかにしております。会計基準というものが、これまでは少し宙に浮いていたようなところもありましたが、今回、法制度全体の中での位置づけを明確にしたいと考えてございます。

続きまして、第2分冊に入ります。いわゆる中期均衡等につきまして、いろいろと記載を追記しております。第5章、127ページ以降でございます。こちらにつきましても、大体内閣府令等々でかなり骨格を明示しておりますので、ガイドライン事項はそれほど多いわ

けではございません。

特筆すべき話としては、131ページにおきましては、剰余金の解消策という形で、さきのコロナにおきまして、かなり財務諸表が傷んでしまった、借金をせざるを得なかったような法人について救済する取扱いを記載してございます。

139ページには、行政庁による監督についても明らかにしております。収支相償は、厳しい指導ということを言われてきて、ちくちくと指導してきたという実態はあるのですけれども、実は収支相償違反で勧告なり命令をしたことがないということがございました。要は、内部に籠もって、表にしなかったわけですけれども、今回、基準を明確化して、かつ、経営判断・裁量の幅が大きく広がるということを踏まえて、柔軟性と事後的な処分の厳格化をセットで行うという趣旨で、5年間で中期均衡が確保されていないということであれば、勧告等をしっかりとやっていくことを明らかにしてございます。

その他、公益充実資金等につきましては、運用を使いやすいものとすべく、記載で明らかにしておりますし、使途不特定財産、予備財産等につきましても、できる限り、分かりやすく書いてきたつもりでございます。こちらにつきましても、改善の余地があれば、また引き続き御指導いただければありがたいと考えてございます。

少し飛びますけれども、第6章、監督の関係でございます。前回、いろいろと御議論いただきまして、公益法人の監督の意義などについても記載すべきではないかという話がございます。先ほど、第1章の基本的な考え方にも書きましたけれども、監督の部分としても、赤字で書いているような形で、監督の意義を明確にしているところでございます。

その他、追加した事項、移行法人等に関しましても、これまでの運用を踏まえた考え方を明らかにする変更を行っております。

非常に雑駁でございますが、私からの説明は、以上でございます。

○湯浅座長　ありがとうございます。

それでは、事務局からの御説明につきまして、御意見等を伺っていきたく存じます。既に運用のところは大分議論が出てしまったところでございますけれども、御意見のある参与の方はいらっしゃいますでしょうか。

どうぞよろしくお願いいたします。

○坂井企画官代理　次長が第6章の監督まで御説明されました。監督に関しては、本日欠席されている吉井参与からメモが出ておりますので、御紹介させていただきます。吉井参与からのペーパー自体は参考資料の後ろのほうにつけてございますが、第5回研究会資料に関しての意見・質問ということでございます。

問題提起は、2つございます。

1点目は、第3回研究会においてもご発言された点検調査の期間の問題でございます。内容は第3回研究会時とほぼ同じでございまして、小規模法人であろうと、現在の定期立入検査によって問題が発掘されることがあるので、点検調査を行うインターバルは少し考えてほしいということが1点。

2点目は、ここに書いてございますように、「監督措置」や「監督処分等」といった表現について、内容が分かりにくいので、定義を明確にしてほしいというものでございました。

簡単ですが、御紹介いたしました。

○湯浅座長 ありがとうございます。

事務局としては、検討されるということでよろしいですね。

○坂井企画官代理 はい。

○湯浅座長 承知しました。

板垣参与、お願いします。

○板垣参与 板垣です。ありがとうございます。

今の吉井参与からの御意見について、先ほども少し申し上げたのですが、今回のものでいうと、監督処分の話だから、193ページ以降になるのですかね。確かに、監督を行うときに、例えば、最終的には、まず、最初に調査をした上で、行政指導をして、これも行政指導として勧告をして、それでも直らないときは監督処分と。私も、事業などでは、監督処分や措置命令などと言ってごまかすことが多いのですが、その監督処分というものが、例えば、業務改善命令があるとか、具体的な措置を定めた上での措置命令があるとか、事業停止はないのでしたかね、場合によっては認定の取消しもあるんだよということで、これが行政手続法上は不利益処分というものに含まれるから、その不利益処分としての正確な手続が必要ですよということを明記すべきだと思いました。

細かい点になりますと、例えば、194ページからの監督処分等の適用方針では、このガイドライン自体は処分基準そのものではない、処分基準は各行政庁で、自治体なら、自治体ごと、都道府県ごとにつくってくれということだと思うのですが、実際はつくらないかもしれないですが、処分基準というものをつくる努力義務が課されているよということを、195ページの様々な要素について判断するところに書き加えておく。

196ページのところで、第3、行政手続法の手続も、不利益処分に当たるからということがきちんと書いてありますけれども、先ほども言ったとおり、理由の提示が必要であることを書き加える。

第3、2つ目の丸のところで、表現でやや気になったのですが、4行目で「認定取消しを行う場合は、聴聞を実施する必要がある」という後で、「聴聞を弁明の機会の付与に代えることはできない」とは、要は、聴聞に代えて弁明の機会の付与を行ってもそれは不適法であるという意味なのだと思いますけれども、何かもう少し分かる書き方はないかなと、聴聞手続は義務づけられるものであって、弁明の機会では不足なんだよという趣旨をもう少し明らかにしたほうがいいかと思います。

先ほど、第1章ではたしか総務次官通知が引用されていましたが、ここでもまた引用をして、聴聞をしっかりとやるようにと記載しておくといいかと思いました。

細かい点ですが、以上です。

○湯浅座長 板垣参与、ありがとうございます。

細かい点も、大変助かります。

ほかに、何か御意見のある参与の方はいらっしゃいますでしょうか。

どうぞ。

○大野次長 吉井参与の御意見と板垣参与の御意見を踏まえてということでございますけれども、ここで「監督処分等」と言っているものの中には、いわゆる認定法に基づく勧告が含まれるということを強調しておきたいと思います。勧告は、行政法の概念でいうと、行政指導に含まれるのですけれども、この世界におきましては、処分に準ずるものでありますし、公表されます。そういった意味で、非常に重たいということで、これを「監督処分等」に含めております。8ページにも書いておりますし、認定法第43条1項2号の用語としても、監督処分等というものには勧告が含まれます。実情を申し上げますと、公益法人の世界では、これまで、報告徴収を多用しておりまして、報告徴収で、「どういふことなんだ」と聞いて、「改善します」とする回答、報告があれば、それでよしとするという取扱いをすることが多くありました。これは、公表されないということで、表に出ないのですね。これまでは、公益法人を育てるという観点から、あまり表に出さずに指導で済ませてきたところもあるのですけれども、今後は、より公明正大に、必要があれば勧告をしっかりとやっていきたいと思いますということなのだと思っております。勧告から先に、命令、さらに認定取消しと、もう一段の段階があるとは思いますが、公益法人の信用性という意味で、公表を伴う勧告は非常に重たいものであり、まずはそこをしっかりとやって、表の世界で議論していこうということが、今回の果断な措置の趣旨だと考えております。そこから先の詳細な定義につきましては、もう少し検討を要する部分もあるかもしれませんが、趣旨につきましては、御説明させていただきました。

○湯浅座長 大野次長、補足をありがとうございます。

次のテーマに移ってよろしゅうございますでしょうか。

それでは、事務局は、意見聴取結果と回答についての御説明をお願いいたします。

○森田室長 それでは、意見募集でいただきました御意見とそれに対する回答について、御説明いたします。

前回の研究会の中でいただいた意見の概要について御説明いたしましたので、本日は、その説明については、省略させていただきます。事務局の回答方針について、御説明させていただきます。本日、全ての御意見とそれに対する回答を御紹介することはできませんので、御意見の中で、幾つかのパターンに分けて、それらに対してどのような方針で回答を作成したのかということ、例をお示ししながら、幾つか、御説明させていただきます。

いただきました御意見の内容ですけれども、大きく、修文を求める御意見、解釈を求める御意見、運用についての御意見、その他の4つに分かれるのかなと思っております。

(機材調整)

○湯浅座長 復活しました。

○森田室長 もう一度、最初から、説明させていただきます。

前回、7月29日の第3回の研究会でお示ししました、ガイドライン素案の意見募集の回答について、御説明いたします。いただいた御意見の内容につきましては、前回の研究会の場で御説明いたしましたので、今日は、それを省略させていただきます。今日は、事務局の回答方針について、御説明させていただきます。本日この場で全ての御意見とそれに対する回答を御紹介することはできませんので、御意見を幾つかのパターンに分類した上で、それらに対してどのような方針で回答を作成したのか、例を示しながら、説明させていただきます。

御意見の内容ですけれども、大きく、修文を求める御意見、解釈を求める御意見、運用に関する御意見、その他の4つに分類されるものと考えております。

1つ目の修文を求める御意見につきましては、大体100件程度をいただきまして、このうち、70件強につきましては、記載の追加、修文等をしております。その旨を回答させていただいております。これらの御意見の回答については、回答済み、記載を修正しますなどと回答させていただいております。なお、この中には、前回、第4回でお示ししたガイドライン案において既に対応したものも、含まれております。一方、修文等の御意見をいただきながらも原案のままとさせていただいたものも、約20件強、あります。このような御意見につきましては、理由を御説明した上で、原案のままとさせていただく旨を回答しております。例えば、6番、今回のガイドラインの素案イメージだと民間公益活動の自由度が下がる等の弊害が懸念されるので、見直しをお願いしたいとあるのですが、これについては、見直しの趣旨はきちんと第1章と第2章で明らかにしておりますので、御指摘には当たらないと考えているために、原案のままとさせていただく旨を回答させていただくとともに、弊害が懸念される具体的な箇所の御意見があれば、適切に対応してまいる旨を回答しております。先ほど、実吉参与からも御意見がありましたが、例えば、72番、73番の営利競合について、様々な御意見があることは承知しておるのですが、現時点での事務局の回答といたしましては、新たな規制を追加するものではなくて、現在の考え方を基礎としているものであるもので、削除を行わない旨を回答させていただいております。

続きまして、残りの50件につきましては、解釈を求めるものや運用に対する御意見がございました。特に、都道府県からは、判断基準の解釈を求める御意見が多く寄せられております。解釈を求める御意見に対しましては、個別に解釈をお示ししまして、運用に対する御意見につきましては、今後の参考にさせていただく旨を回答させていただいております。例えば、88番は、都道府県ですけれども、付随的な事業の判断基準の解釈を求めるものです。「幹となる事業の1割程度」の判断基準は、事業の総額費用のうちの占める割合で判断すればいいのかという御意見がありました。これに対しては、事業の経常費用の割合から判断することが一般的と考えますという旨を回答しております。運用に対する御意見としましては、これも先ほど実吉参与からありましたけれども、審査のプロセスに対す

る御意見がいろいろとありました。例えば、68番もそのような例です。証拠ですね。エビデンスに基づいてその申請書類が真であるか偽であるかを審査するのが委員会の役割なのか、そういった書類の提出をやめさせるべきだという御意見をいただいております。こういった運用に対する御意見に対しましては、直接の御意見ではないのですが、今回のガイドライン見直しの趣旨が、分かりやすく予見可能性が高いものとするものであること、恣意的・硬直的な運用を抑制するものであること、事前の審査より事後的なチェックを重視するという観点から行うものであることといったガイドライン見直しの趣旨を説明しまして、運用に当たってこの徹底を図ってまいりたい旨を回答させていただいております。

最初に申し上げましたその他は、103番とか、個別の法人が認定された理由を知りたいといった御意見です。こういったものについては、お答えは差し控えさせていただきますという旨を回答しております。

幾つかの例を基に御説明を差し上げましたが、大体この4つのパターンに分類される形になっております。今回はガイドラインの素案の御意見募集に対するものでしたけれども、今後、またセットされれば、ガイドラインの案本体に対して、また意見募集を行わせていただきます。その際、今回修文したものが不十分であるという指摘を受けた、あるいは、修文しなかった場所や今回は原案のままとした場所にも御意見をいただいた場合には、またその時点で適切に御意見を踏まえて判断してまいりたいと考えております。

私からの説明は、以上です。

○湯浅座長 ありがとうございます。

それでは、ただいまの事務局からの説明につきまして、参与の皆様、御意見等々はございますでしょうか。御丁寧に検討されて御回答されたと考えておりますけれども、いかがでしょうか。よろしゅうございますでしょうか。

どうぞ、次長。

○大野次長 今回、いろいろと回答を差し上げておりますけれども、通常のパブコメに比べると、修文をしましたというものが相当多くなっております。今回のガイドラインに関して申し上げますと、内部でしっかりと検討したものをパブコメに出すというよりも、検討中、ある意味生煮えのものを出して、外部から様々な意見をいただいた上で修正していくというプロセスという形で、かなり特徴的な取組をしております。今回、新たな財務規律につきましても、ガイドラインとして、このように書かせていただいております。ただ、我々としても、あらゆることを確認した上で、全てを理解して作成しているということではなくて、漏れもあるかもしれないと思いますし、考えていないような視点もあるかもしれないと思っております。本日、この場で細かい意見をいただくというものではないですが、幅広い意見を踏まえて、しっかりとしたものをつくっていきたいと考えておりますので、今日場に限らず、引き続き、細かい点でも構いませんので、御指摘をいただければありがたいと考えております。いずれにしろ、次回のガイドライン研究会を踏まえたものについては、改めてパブリックコメントにかけまして最終的なものとして仕上げてい

くことを想定しております。

ありがとうございます。

○湯浅座長 どうぞ。

○高角局長 本日も、どうもありがとうございました。

事務局長、高角でございます。

今、次長からもお話がございましたけれども、生成過程をさらけ出しながら作業をしているということで、細かい用語の統一、記述分量のバランス、全体の構成など、まだ様々な改善を要する部分があると思います。今回新たにお示ししました部分、特に財務規律に関する部分は、50ページほどの分量がございますので、またお読みいただいて、ここの意味が分からないといったことも多々あるかと思っておりますので、ぜひ御指摘をいただければと思っております。財務規律の関係につきましては、会計研究会でも御意見をいただこうと思っておりますが、会計畑にいらっしゃる方以外の方の目でご覧になって、ここがよく分からない、これはどういう意味なのか、何でこういうことになっているのかといったところをぜひ御指摘いただければ幸いです。

以上、補足でございます。よろしくお願いします。

○湯浅座長 ありがとうございました。

坂井さん、お願いします。

○坂井企画官代理 意見募集の関係で1点だけ追加のご報告をよろしいでしょうか。これは、御参考までにご紹介させていただくものです。公益法人行政担当室では、今回のガイドラインに関する意見募集のほかに、8月29日から9月27日まで、政令・府令のパブコメを行っています。その中でガイドラインに関する意見をいただいております。ご意見は参考資料の一番後ろにつけておりますので後ほどご覧いただければと思います。非公表の資料となりますので口頭でご紹介しますと、小規模法人の現場の御担当者様からのご意見で、1パラ部分の前半を省略して読ませていただきます。

組織全体の透明性を向上させることでより社会に必要とされる立場を目指すという方向性が示されており、公益社団法人で働く者として、内閣府御担当者様や検討会のメンバーの皆様の御理解の深さに感謝を申し上げます、というものでございます。今回の改正にご尽力いただいている有識者のみなさんへのエールでもあり、心ある発言をいただいておりますので、ご参考までに紹介させていただきました。

以上でございます。

○湯浅座長 ありがとうございました。

若干お時間もございますので、今までに議論した論点で漏れていた論点がもしございましたら、参与の皆様から、御提案いただけたらありがたいのですが、何かございませんでしょうか。

実吉参与、よろしくお願いします。

○実吉参与 非常に細かい、本当に細かい点なのですが、最初の1ページから、総則の部

分は、非常によく書いていただいていますし、また追加もしていただいて、非常にここは大事な部分だと思います。その中で、本当に細かいのですが、1ページ、もう1回、2ページにも出てきます。1ページでいうと、下から3つ目、○の段落、「暖かく」審議に臨みという、この「暖かく」という言葉が、私も感じましたし、人からも言われましたが、若干パターナリスティックではないか。同じ表現が、2ページの下の方にも出てきます。これは、平成19年の委員会でそういう発言がなされたということ踏まえてのことだと思います。それでかぎ括弧なのだろうなと思うのですが、せめて、2回目、2ページ、「このような中、」は、「創意工夫や自主性を尊重」と「柔軟性をもって尊重」だけで十分ではないか。我々法人の側から見ると、「暖かく」よりも、こういう自主性を尊重していただくこと、公明正大に制度を運用していただくことで十分だと思います。本当は、1つ目、1ページのほうもですが、せめて2ページ目のほうの「暖かく」はなくていいのではないかと、1点です。これは、若干、好み、感性みたいなところもありますので、ほかの皆さんにも御意見をいただければと思います。

もう1つは、同じく、最初の部分、4ページの上の方、1つ目の○のアとイがございます。アの中の2行目、「自らの実態に応じて必要な理事等の人材」で、もちろん「等」の中に監事とかが入っているとは思いますが、ここはガバナンスの話なので、監事は非常に大事で、監事がきちんと役割を果たしていない法人を時々見受けますので、「理事・監事等」と、「等」の中にはほかに事務局のスタッフもいるでしょうし、「等」は残していいと思いますが、「監事」も明記いただいたらいいかなと。非常に細かい話で、恐縮です。

4ページから5ページにかけて、私は、文章としてはこのままでいいかと思いますが、ここは実質的には非常に大事なところかなと思っております。さっきの発言で、私は、1個、言い忘れたのですが、今回、非常に膨大な分量になり、詳細になり、多分、既に相当力のある法人でないと、このガイドラインという名前のルールブックをしっかりと読んでも、完全に全体ではなくてももちろんいいのですが、粗々の大枠をきちんと理解できないだろうと思います。この3ページから4ページにかけては、公益法人自身が自律性・自主性を尊重されるので、その代わり、しっかりと責任も果たしましょうねというところで、ここは非常に大事な文章だと思います。この最後の部分の「必要な支援を行っていく」は、制度の改正も今回はあるわけですから、「これまで以上に行っていく」と書くか。そこはあまり書かなくてもいいかもしれません。ただ、今後、そういう実態が本当に必要なところだなと思いますので、このガイドライン作成という土俵からは少し外れた意見になったかもしれませんが、今後に向けて、意見を申し上げさせていただきました。

以上です。

○湯浅座長 実吉参与、ありがとうございます。

多分細かなワーディングは相当修正しなければいけないと思いますので、お気づきの点がございましたら、適宜、お知らせいただければ、幸いです。

今の点に関しまして、事務局から、御回答いただけますか。

○大野次長 最初の「暖かく」という発言でございます。こちらは審議の基本方針という平成19年に委員会が定めた歴史でございますので、これを変えるわけにはいかないのですけれども、今後につきましては、御指摘も踏まえて、検討させていただきます。

おっしゃるとおりで、監事さんの重要性は言っても尽きないということもあろうかと思っておりますので、明記いたします。

その他、お気づきの点があれば、承ります。公益法人に対する支援も、實際上、何を行っていくのかということはこれからのことでございますので、指導を賜りながら作業を進めていきたいと思っております。

○湯浅座長 ありがとうございます。

松元参与、お願いできますでしょうか。

○松元参与 ありがとうございます。何度も、申し訳ありません。

私も、細かい点なのですが、出資との関係で何か注意すべき点があるかという問いが資料の中にあったかと思っておりますので、1点だけ、その関係で申し上げたいと思うのです。先ほどの公益法人が会社の株を持って大もうけをするという批判がもし実現してしまうとということなのですが、注意しないといけないことは、公益法人の方が出資して、かつ、その出資先の企業の役員になって、かつ、そこで多額の役員報酬をもらうということになってしまうと、それは少しよろしくないことだと思うのです。特に、伴走型、共に応援していきましょうという場合に、出資先の会社の役員になることは十分にあり得ることだと思うのです。そのときに、適切な額の報酬を得ることは当然あっていいと思うのですが、それがすごく高額になると、実際に営利企業に出資することで内部の人たちがもうけているのではないかという批判を受けてしまうおそれもあるので、その点は注意する必要があると、少なくとも、その出資先の企業の役員になっている場合には、役員報酬として幾らもらっているかといったものは開示させるようなことが必要かなと思っています。具体的に、どういう規律というか、どういうガイドラインにするかは難しいと思うのですが、その点だけ、追加で御検討いただければありがたいかなと思いました。

以上です。

○湯浅座長 松元参与、ありがとうございます。

確かに、役員になってストックオプションをいっぱいもらうという可能性は、なきにしもあらずですね。

今の点に関しまして、事務局から、御回答いただけますでしょうか。

○大野次長 検討いたします。

○松元参与 よろしく願いいたします。

○湯浅座長 皆様、ありがとうございます。

議論も尽きないところでございますけれども、もし本日御発言できなかった事項がござ

いましたら、メール等々で事務局に御連絡いただければと存じます。

大体時間が参りましたので、本日の議事は以上とさせていただきます。

事務局から、事務連絡をお願いいたします。

○魚井総務課長 最後、3点、事務連絡を申し上げます。

1点目でございます。本日配付した資料につきましては、公益認定等ガイドライン研究会の議事概要とともに、公表させていただきたいと存じます。また、議事録につきましては、速記が整い次第、参与の皆様にご内容の御了解をいただき、公表させていただきたいと存じます。

2つ目です。次回の第6回公益認定等ガイドライン研究会の開催につきましては、令和6年10月28日、月曜日、13時半から、開催させていただきます。

最後、3点目です。次回研究会の後には、パブリックコメントの実施を予定してございます。次回の研究会におきましては、新ガイドラインの素案のイメージということではなく、素案として、研究会で提示させていただく予定でございます。

以上です。

○湯浅座長 ありがとうございます。

それでは、これで第5回「公益認定等ガイドライン研究会」は終了とさせていただきます。

皆様方におかれましては、積極的な御議論をいただき、ありがとうございました。